

記載上の注意

- 7 時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 8 各サービスの定義は以下のとおりです。提供しているサービス全てを○で囲み(該当するものがない場合は()内に記載し)、受入れ可能な児童の年齢(0歳児については月齢まで)について記入してください。
- <月極契約>
利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの
- <定期契約>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの(月極契約を除く。)
- <一時預かり>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの
- <夜間保育>
午後8時を超えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの
- <24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの
- 9 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。別途、食事代、入会金、会費等が必要な場合にはその費用についても記入してください。
- 10・11 10月1日(定休日の場合は直後の営業日)に実際に保育を行った児童について満年齢で記入してください。
- 11 保育提供時間帯毎に延べ人数で記入してください。
例)2歳児1名を7:30～18:00まで保育した場合
「2歳」の7:00～8:59、9:00～16:59、17:00～17:59の欄にそれぞれ「1」を計上
- 13 以下に該当する研修を修了した場合に、○及び受講時期を記入してください。

居宅訪問型保育基礎研修	「職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第19号)別添4の別表のカリキュラムに基づく研修
子育て支援員研修	「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく研修
ベビーシッター養成研修及び現任研修	公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び現任研修

- 15 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設置に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 16 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 32 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。